

2022年6月6日

株 主 各 位

東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目23番5号  
株 式 会 社 ソ ケ ッ ツ  
代表取締役社長 浦 部 浩 司

## 第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、可能な限り、書面により事前の議決権行使をいただき、体調の優れない方、ご不安のある方の会場へのご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月20日（月曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

また、株主総会後の事業説明会につきまして、別紙「株式会社ソケット事業説明会のライブ配信に関するご案内」に記載の方法にてライブ配信を行うことといたしましたので、ご高覧いただければ幸いです。

敬 具

### 記

1. 日 時 2022年6月21日（火曜日）午後1時
2. 場 所 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目23番5号 JPR千駄ヶ谷ビル3階  
株式会社ソケット本社 会議室
3. 目的事項  
報告事項 第22期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 資本準備金及び利益準備金の額の減少の件  
第2号議案 剰余金の処分の件  
第3号議案 定款一部変更の件  
第4号議案 取締役3名選任の件  
第5号議案 当社の取締役及び従業員並びに社外協力者に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役会に委任する件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト(アドレス <https://www.sockets.co.jp/ir/>)に掲載させていただきます。

### 【株主向け事業説明会】

I R活動の一環として、第22回定時株主総会終了後に、同じ会場で事業説明会を開催いたします。本説明会につきましては、株主の皆様インターネットからご参加いただくことができますので、別紙「株式会社ソケット事業説明会のライブ配信に関するご案内」をご確認いただきますようお願い申し上げます。

#### ◇当日のスケジュール◇

13時00分～13時30分 (予定) 第22回 定時株主総会

13時30分～14時30分 (予定) 事業説明会

登壇者：代表取締役社長 浦部 浩司

※当日の進行状況により、開始時刻が変更される場合がございます。予めご了承ください。

※会場後方からの撮影とし、会場にご出席株主様の容姿を映さないように配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。予めご了承ください。

新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染予防および拡大防止のため、本株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。

株主総会にご出席される株主様におかれましても、株主総会開催日時点での状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

併せて、当社の判断に基づき、株主総会会場において株主様の安全確保および感染拡大防止のために必要な措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

また、今後の感染症拡大の状況により、株主総会の運営に変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト等においてお知らせいたします。

(提供書面)

## 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

### 1. 当社の現況に関する事項

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、未だに収束しない新型コロナウイルスの感染状況に加え、ロシアによるウクライナ侵略により高まる不安定な国際情勢に端を発する世界的なインフレへの懸念など、世界的にも国内的にも不透明な経済環境にあります。

一方で、SDGs、DXを始めとしたアフターコロナ時代に向けた社会の変化のなかで、多様性や包摂性などの価値観の醸成は一層進むことと思われます。そのなかで、あらゆる企業、そして個々人の社会性、人間性、効率性への追求は、一層に進むことが予想されます。

このような時代背景のもと、あらゆる企業活動において、顧客との本質的な相互理解や顧客との信頼関係の構築について、より一層の進化が見込まれております。折しも、欧州の個人情報保護規則（GDPR）に端を発する今後のインターネット上における個人情報保護強化の流れ、いわゆるポストクッキー（これまで広く利用できていたユーザーをWEB上で判別するための識別子を本人の同意なく使用不可とする）時代においては、従来活用できていた第三者のデータ（サードパーティデータ）や個人の行動履歴などの利用制限が進むことが予測されており、従来行なっていた顧客獲得、特に潜在顧客の発掘や関係性構築においては、大きな変化が起こりえます。

そのなかで、当社独自の企業と顧客の気持ちを繋ぐ感性メタデータ活用先、活用方法は広がってきております。

当社の既存の主力事業である感性メタデータを活用したエンターテインメント・テクノロジー分野に関しては、音楽・映像のインターネット配信の需要の広がりを受けて、堅調に推移する一方で、美容、健康、ファッション、食、飲料、旅、住など日々の暮らしに関わる領域に、当社の事業機会が広がっております。具体的には、クッキーを使用しない新しいインターネット広告サービス、またあらゆる企業の自社保有のデータ

(ファーストパーティデータ)の充実に向けた感性メタデータ生成サービスの開発と提供が進んでおります。これらの事業機会においては、従来の自然言語処理技術だけでは困難な曖昧な文脈(コンテキスト)を解釈する技術が極めて有効となります。そして、さらに重要なのは、当社技術は曖昧な文脈(コンテキスト)を解釈するだけでなく、さらにその文脈(コンテキスト)に接している人の感性や感情を推測することが可能とする点となります。この独自データ技術により、これからの時代、ひとりひとりが、自分らしく生きる、社会と共に生きる、ありたいライフスタイルにこだわる、そのようなニーズがさらに高まってまいります。このようなひとりひとりが自身の内面により深く向き合う時代ならではのマーケティング活動、コミュニケーション活動において、当社独自の感性・感情解釈のデータ技術は社会に役に立つことができます。ここが、当社が当期を通じて育成している新規事業の使命と存在意義となります。

そのうえで、当社の既存主力事業であるエンターテイメント分野と新規事業である感性マーケティング分野を繋ぎ、中長期的には、企業、生産者と生活者とのコミュニケーション活動とエンターテイメントが持つ共感を増幅する力を掛け合わせ、気づきと共感を繋げる社会の実現に貢献してまいります。

当社の強みは、音楽、映像を中心としたエンターテイメント分野を通じて人間が持つ感性や感情を体系的、網羅的、詳細にデータベース化を行い、国内最大級の感性データベースであるメディアサービスデータベース(以下「MSDB」といいます)として自社開発、運用しているところにあります。またさらにそれら「感性メタデータ」を活用した感性AI、感情分析などの「感性テクノロジー」を開発し、人間の感性と感情に寄り添う独自のサービス開発技術にあります。

当社は、「データベース・サービスカンパニー」として、創業以来『人の想像力をつなぐ』ことをミッションに、コンテンツに紐づく情報をデータベース化したオリジナルのMSDBを開発し、主に通信会社およびインターネットサービス会社を対象に、データ提供、検索機能提供、レコメンド・パーソナライズ機能提供、データ分析などの多様なデータベース関連サービスの開発および提供を行っております。

これらのサービスについては、ユーザーベースをもつパートナー企業への技術ライセンス提供として、KDDI株式会社、株式会社レコチョクを通じた株式会社NTTドコモ、ヤフー株式会社、楽天グループ株式

会社、LINE MUSIC株式会社、HJホールディングス株式会社（サービス名「Hulu」）、株式会社サイバーエージェント（サービス名「ABEMA」）、資生堂ジャパン株式会社、株式会社集英社などのサービスにて利用されております。

開発・運用型売上ではなく、技術ライセンス収入主体への事業モデルの転換に向けたデータ・テクノロジーライセンス事業に一段と主力事業がシフトする一方で、研究開発やデータ開発を引き続き、売上の25%を目処に積極的な投資を実行しております。開発・運用型売上は減少する一方で、新規分野である非エンターテインメント分野向けのデータ・サービスに広がりが見えてきております。それら事業活動の結果として当期の売上高は前事業年度比87.8%の873,194千円、売上原価は、ライセンス事業の収益力向上が進んだことから粗利率の向上が進み、前事業年度比85.4%の447,706千円となりました。販売費及び一般管理費については、インフラ費用など外部委託コストの削減などの効率化を図りつつ、積極的な研究開発費および新規事業への集中的な投資を行なった結果、前事業年度比108.6%の527,385千円となりました。この結果、営業損失101,897千円（前事業年度は営業損失15,780千円）、経常損失101,506千円（前事業年度は経常損失15,503千円）、また、投資有価証券売却益25,803千円の計上及び開発計画の変更に伴うソフトウェア仮勘定の固定資産除却損41,828千円の計上並びに固定資産の減損に係る会計基準に基づき、保有する固定資産の減損損失22,959千円を特別損失に計上などにより当期純損失は150,237千円（前事業年度は当期純損失51,440千円）となりました。

## ② 設備投資の状況

当事業年度中に実施いたしました設備投資の総額は4,032千円であり、その主なものは、感性メタデータおよび感性AIなど自社使用ソフトウェアおよびアプリケーションへの投資であります。

## ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 19 期 (2019年3月期)	第 20 期 (2020年3月期)	第 21 期 (2021年3月期)	第 22 期 (当事業年度) (2022年3月期)
売 上 高(百万円)	1,443	1,227	994	873
当期純利益又は 当期純損失(△)(百万円)	67	17	△51	△150
1株当たり 当期純利益又は 1株当たり当期 純損失(△)(円)	27.58	7.01	△20.97	△61.25
総 資 産(百万円)	1,245	1,259	1,208	1,054
純 資 産(百万円)	1,044	1,055	1,004	854
1株当たり 純 資 産 額 (円)	414.20	418.21	394.24	329.99

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

## (4) 会社の経営の基本方針

当社は、『人の想像力をつなぐ』ことをミッションとし、音楽・映像・書籍・一般商材などのデータベースを開発し、主にインターネットを通じ「レコメンドサービス」「パーソナライズサービス」「検索サービス」「アナリティクス(データ分析)サービス」「データ提供サービス」などデータ関連サービスを提供しております。

今後の社会においてAIがますます普及されることが予想されますが、効率性、安全性、生産性などを追求し社会を豊かにする一般的なAIとは異なる当社独自の「感性メタデータ」を活用した「人間の複雑な感性や感情を理解するAI」の技術開発および実用サービス開発をより積極的に進め「心を豊かにするAI」を発展させてまいります。また、当社が提供する現在のデータ関連サービスの継続的な品質向上や新たな付加価値サービスの開発を進めます。さらにエンターテイメントから学んだ様々な人間の感情、シチュエ

ーション、ライフスタイル、人間関係、感性などを活用した独自のマーケティングサービスを展開してまいります。具体的にはエンターテインメント・テクノロジーをマーケティングに応用してまいります。

今後、あらゆる業種業態、サービス、ブランドがそれぞれの垣根を越えて協力しあい、さらにそこに個人やクリエイター、アーティストも参加し、企業と個人がボーダーレスに共同で、商品開発、マーケティング、広告などのコミュニケーション活動を行なう世界がやってきます。それは、人や商品、サービス、ブランド、作品が持つ、感性の共感によって実現すると考えられます。当社は、独自の人の感性や感情を科学し、理解する技術を活用し、たくさんの多様な共感が繋がる世界を実現いたします。その結果として、当社ミッションである人の想像力が繋がることで豊かな心、平和な心が繋がる世界への貢献を目指します。

- ① 『人の想像力をつなぐ』ことに役に立つ価値あるサービスを確かなモノづくりにて実現するために、新しいテクノロジーが切り開く可能性を信じ、研究開発とデータ開発を重視します。
- ② 常にユーザー視点、顧客価値を大切にし、真に価値のあるオリジナリティの高いサービスの実現へ向けサービス開発を続けます。
- ③ エンターテインメント作品が生む様々なエモーション、シチュエーション、オケージョンをデータベースとして解釈し、人間の多様な創造性、想像力を科学する技術を開発します。
- ④ より一層の心が豊かな社会の実現に向けた価値ある新しいサービスを生み出す技術力と企画力を育成し続けるために、多様性と自主性に富む人材の採用・育成、成長への環境づくりに努めます。
- ⑤ 当社の企業理念や志を共有する従業員、取引先、株主などと共に成長し、貢献します。そのための企業文化を育てます。

これらを継続的かつ長期的かつ日常的に行うことで、その結果として、収益力の向上、持続的な成長を実現させることが、人それぞれの感性や感情を大切にし、より思いやりと多様性に溢れる豊かな社会への貢献となり、一層の企業価値の向上に繋がるものと考えております。

#### (5) 目標とする経営指標

当社では、感性データベース関連技術を活用した新しいサービスの開発、品質向上を継続的に行い、より多くの皆様に当社独自の人の想像力が繋がる

サービスを提供し、顧客満足度の向上を図ることが当社の企業価値の向上に繋がると認識しております。そのための経営指標として「成長性」と「収益性」を重要な経営上の指標としております。

当社の中期的な経営指標として、社会により深く役に立ち、かつ独自性が高い事業の指標として「売上総利益率60%以上」を目標としています。それらを達成するにあたり、当社データ関連サービス技術の事業モデルにおいて一時的な受託開発・運用モデルではなくユーザー数の拡大が直接的な収益拡大に繋がる事業モデル、月々の継続的な収入となるサブスクリプション（定額制）事業モデル、当社が独自に開発した感性データベースを最大限活用した自社プロパティ（資産）活用事業モデルなどのライセンス型ビジネスモデルへの転換を進めております。

中期的な経営指標としてこの「ライセンス型ビジネスモデルの売上構成比を全社売上のうち80%以上」占めることを指標としております。

またあわせて、「データベース関連事業の売上成長率」「新規ライセンス提供数」「月間ライセンス提供数および額」「売上に占める研究開発費やデータ開発などの先行投資額比率」の管理に取り組んでまいります。

## （6）中長期的な会社の経営戦略

5Gなどインターネット回線速度のさらなる高速化、生活上のあらゆる端末がインターネットに繋がるIoT、ビッグデータ、AI、ロボットなどの技術革新の進展により従来にないスピードでデータ量は増加し、機械学習や深層学習などの分析技術が進む中で当社を取り巻くデータサービス関連市場は成長を続けるものと期待されています。また今後、従来広く利用されてきたクッキー（個人のインターネットサービス閲覧時の行動履歴）の利用が制限されるクッキーレスの時代がやってまいります。

そのような環境の中で、企業やサービスの提供者にとっては、従来クッキーなどで補ってきた大量の第三者データが利用できない状況が起こりえます。その際には、各企業・サービス事業者が、外部データの量に頼ることなく、今後自らの「データの質」をより高めていく必要性が高まります。自社が保有する「データの質」を向上させることで、各企業・サービス事業者は顧客満足度の最大化を図ることに、当社独自の「感性メタデータ」は有効となります。

具体的には、音楽・映像・書籍・テレビ・イベントなどのエンターテインメント分野において国内随一のデータベースをより拡充していくことに加え、感性メタデータの開発・提供をエンターテインメント分野のみならず美容、健



康、ファッション、食、飲料、旅、住など暮らし全般の非エンターテインメント分野まで広げ、ライセンス提供先を流通業界、製造業界、小売業界、美容業界、旅行業界、飲食業界、広告業界、不動産業界、金融業界などにも拡大してまいります。またそれら提供データを最大限有効活用しうる「パーソナライズサービス」「アナリティクス（データ分析）サービス」のプラットフォーム化（基盤的存在への普及化）を一層進展させます。

またインターネット広告市場においても、クッキーの利用制限は、当社にとって大きな事業機会を生みます。具体的には、個人の行動履歴の解釈ではなく、利用者が接している情報の文脈（コンテキスト）を解釈し、その文脈（コンテキスト）に関連する広告が配信される「コンテキストチャル・ターゲティング」という広告手法が今後広まることが予想されます。当社の人の感性や感情を理解する技術は、この「文脈（コンテキスト）を解釈」することに非常に有用であることが分かってきております。当社独自の感性メタデータの活用範囲をインターネット広告分野に広げてまいります。

その先には、当社が目指す、個人と企業とクリエイターやアーティストが垣根を越えて「共感を軸に協創するプラットフォーム」の構築があります。

ここでは、エンターテインメント・テクノロジーと感性マーケティングの連携を実現します。その連携において「ブランドパートナーシップ」「クロスプロモーション」など、顧客との感性や感情における繋がりを起点とした小コミュニケーションサービスを展開します。

あわせて特定分野に用途を絞ることでよりきめ細やかなサービス体験を実現する用途特化型AIの開発を進め、新たな人と機械のコミュニケーションの可能性を追求します。具体的には今後、Ma a S、自動運転など自動車を取り巻く世界が大きく変わることが想定されており、そのなかで、当社の感性AIが、自動車を通じた人の移動体験の付加価値向上を行ないます。

感性AIを通じて、人と機械とのインターフェイス（やり取り）において、曖昧さ、文脈、感覚、雰囲気なども解釈しうる、より人同士のやり取りに近くなる技術を開発します。そのうえで、長期的には、国内のみならず海外でも一人でも多くの利用者を増やしていくことで、当社ミッションである世界中の『人の想像力をつなぐ』ことに寄与していきます。

それらの実現のために、当社独自の人の感性や感情を体系的に情報化したオリジナルデータベースの開発およびそのデータを利活用するデータ関連技術開発を進めてまいります。

## (7) 会社の対処すべき課題

インターネット関連、データ関連、A I 関連分野の技術革新、ユーザー嗜好の変化、新規参入など変化の激しく起こりうる事業環境の中で、当社が長期的に持続可能な成長を見込み、経営戦略を確実に遂行していくために、以下のような課題に対処してまいります。

### ① 優秀な人材の確保、育成

継続的な成長の原資である人材は、当社にとって、最も重要な経営資源と認識しております。当社の技術開発力や企画力およびサービス運営力を維持し、継続的に発展、強化していくために、優秀な社員を継続的に雇用し、その成長の機会を提供し、かつ事業規模を拡大させていくための人材を獲得する必要があります。

人的基盤を強化するために、全役職員を対象としたクレド（行動規範）など企業文化の熟成、専任者を設けるなど採用体制の強化、新入社員・中堅社員・管理職向けなど段階に応じた教育・育成、研修制度、人事評価制度の充実などの各種施策を進める方針であります。

### ② 開発・品質管理体制の強化

当社が開発を手掛けるアプリケーション、データベースおよびサービスは、技術革新の中で、開発内容が複雑化する可能性があります。また、ライセンス事業モデルの中でも顧客においては、開発スピードのさらなる向上やコストの軽減、高付加価値化を求めてくることが想定されるため、これらへの対応力の強化が必要となります。

このため当社では、企画営業部門と開発部門における連携面での見直し、開発・運用ルールの一貫化、自社開発ツールの構築など全社的な技術資産の共有を行うことで、開発・品質管理体制の一層の強化を図ってまいります。

### ③ 収入モデルの多様化

現在の当社の主な収入モデルは、ライセンス収入モデル、開発収入モデル、運営収入モデルなどです。多様なインターネットサービスとのより一層の連携などにより、従来のビジネスモデルは、変化の時期を迎えております。従来の主に通信会社との取引による比較的規模の大きい開発収入や運用収入は従来より流動的かつ不確実になってきていることから、当該事業年度の経営成績に与える影響が大きくなってまいります。

当社では開発売上主体の収入モデルからライセンス収入モデル主体へのシフトに加え、低い金額でライセンス提供可能なライト版ライセンス、初めは無料で提供するフリー版ライセンス、また当社サービスの外部の代理店による販売など収入モデルの多様化に一層取り組んでまいります。

④ 内部管理体制、コーポレート・ガバナンスの充実

当社では継続的な成長を実現していくために、事業規模に応じた内部管理体制の充実が不可欠であると認識しております。金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の評価へ対応すべく、業務の適正性や効率性、財務報告の信頼性の確保に努める必要があります。

今後も事業規模の拡大に合わせ管理部門の一層の強化による内部管理体制の整備を図るとともに、会議体および職務権限の見直しや社外役員の積極的な導入など、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組む方針であります。

⑤ インターネット関連技術・サービスなど企業との連携

今後、国内外のインターネット技術やサービスは、ますます連携や融合されていくことと予想され、当社はこの流れへの対応力の強化が必要となります。

このため、当社ではデータベース、アプリケーションそしてストリーミング開発を通じ、通信事業者、デバイスメーカーやインターネット関連企業およびサービス提供企業との連携や権利元との調整などアグリゲーション力を強化していく方針であります。

(8) その他、会社の経営上重要な事項

大株主との取引等

当社は、KDD I 株式会社より出資を受けており、当事業年度末において同社は当社の議決権の9.8%を保有する大株主となっております。当社は同社へインターネットサービスにおけるデータベースやアプリケーションの開発・提供などを行っております。なお、同社との取引条件につきましては、同社以外の取引先と同様に、価格交渉などの手続きを行った上その都度決定しております。また、当社はカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社（以下「CCC」といいます）より出資を受け、当事業年度末において同社はKDD I 株式会社と同数の当社株式を保有しております。当社は、今後のマーケティング分野への展開を目指しCCCグループと当社のデータベースを連携させるため、共通基盤データベースの開発およびその利活用に引き続き取り組んでおります。なお、CCCグループとの取引条件につきましても同社以外の取引先と同様に、価格交渉などの手続きを行った上その都度決定しております。

(9) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社の主力サービスは、音楽・映像・書籍などのインターネットサービス事業者向けおよび美容、ファッション関連企業向けに「検索サービス」「レコメンドサービス」「パーソナライズサービス」「アナリティクス（データ分析）サービス」「データ提供サービス」を行っております。

(10) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

本社 東京都渋谷区

(11) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
61 (5) 名	増減なし (1名減)	42.2歳	6.3年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(12) その他当社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2022年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 7,420,000株

(2) 発行済株式の総数 2,477,400株

(3) 株主数 730名

### (4) 大株主 (上位10名)

株主名	所有株式数	持株比率
浦部浩司	700,400株	28.55%
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	240,000	9.78
K D D I 株式会社	240,000	9.78
株式会社フェイス	145,000	5.91
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	102,300	4.17
水元公仁	70,000	2.85
芳林知仁	55,100	2.24
野村證券株式会社	50,200	2.04
立見雄浩	43,600	1.77
伊草雅幸	41,000	1.67

(注) 持株比率は自己株式 (24,583株) を控除して計算しております。

### 3. 新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
(2022年3月31日現在)

名 称	第10回新株予約権	第12回新株予約権
発 行 決 議 日	2012年11月6日	2014年6月24日
新 株 予 約 権 の 数	100個	20個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 10,000株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 2,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 103,000円 (1株当たり 1,030円)	新株予約権1個当たり 133,000円 (1株当たり 1,330円)
権 利 行 使 期 間	2014年12月1日から 2022年9月5日まで	2016年7月3日から 2024年4月30日まで
行 使 の 条 件	(注)	(注)
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役	—
	社 外 取 締 役	新株予約権の数： 50個 目的となる株式数： 5,000株 保有者数： 1名
	監 査 役	新株予約権の数： 50個 目的となる株式数： 5,000株 保有者数： 1名

(注) 権利行使時に当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員いずれかの地位にあること。また、発行日から2年間経過していること。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役および監査役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	浦部 浩司	—
取締役	鵜飼 幸弘	(株)テクノロジーハブ代表取締役社長 SeeDevice, Inc. 取締役
取締役	佐藤 明	(株)バリュークリエイイト代表取締役
常勤監査役	山本 実	—
監査役	大塚 一郎	弁護士 東京六本木法律特許事務所パートナー リシュモンジャパン(株) 社外監査役
監査役	今西 浩之	税理士 イマニシ税理士法人 社員 (株)朝日ネット 社外監査役

- (注) 1. 取締役鵜飼幸弘氏、取締役佐藤明氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役山本実氏、監査役大塚一郎氏、監査役今西浩之氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役大塚一郎氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務の分野を中心に法令およびリスク管理などの実務に携わっており、法律的地から当社の企業活動の適正性を判断するのに相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役今西浩之氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は取締役鵜飼幸弘氏、取締役佐藤明氏、監査役大塚一郎氏、監査役今西浩之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役ならびに社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額を上限としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容

当社は保険会社との間で、取締役、監査役及び管理職従業員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものです。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

#### (4) 取締役および監査役の報酬等

##### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年2月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

##### i 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および業績と連動した報酬（決算賞与）を支払うこととする。

##### ii 基本報酬（金銭報酬）および業績に連動した報酬（決算賞与・金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、各役員の役位や責任範囲、在任年数等を総合的に勘案して決定する。固定報酬以外の賞与については会社の経営成績、各役員の役位及び職務の内容や貢献度に応じた業績の評価等を総合的に勘案し決定することとし、決算賞与として支払う場合は毎年4月に支払うものとする。

##### iii 金銭報酬の額および業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬と決算賞与の額の割合に関しては、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最も適切な支給割合となることを方針としている。



iv. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の貢献度を踏まえた賞与の評価配分および決算賞与額とする。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	46 (10)	46 (10)	— (—)	— (—)	3 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	17 (17)	17 (17)	— (—)	— (—)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	63 (27)	63 (27)	— (—)	— (—)	6 (5)

- (注) 1. 非金銭報酬等は株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬で当事業年度に費用処理した金額です。
2. 取締役の報酬限度額は、2007年6月25日開催の第7回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は1名）です。
3. 監査役の報酬限度額は、2007年6月25日開催の第7回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名です。
4. 取締役会は、代表取締役社長浦部浩司氏に対し、各取締役の基本報酬（固定報酬）の額及び業績連動報酬や非金銭報酬について評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社の業績等を勘案し評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人などの重要な兼職の状況および当社と当該他の法人などとの関係

取締役鶴飼幸弘氏は、株式会社テクノロジーハブの代表取締役社長およびSeeDevice, Inc. (USA) の取締役であります。なお、当社は株式会社テクノロジーハブおよびSeeDevice, Inc. との間に特別な取引関係はありません。

取締役佐藤明氏は、株式会社バリュークリエイトの代表取締役であります。なお、当社は株式会社バリュークリエイトとの間に特別な取引関係はありません。

監査役大塚一郎氏は、東京六本木法律特許事務所のパートナー並びにリシュモンジャパン株式会社の社外監査役であります。なお、当社は東京六本木法律特許事務所およびリシュモンジャパン株式会社との間に特

別な取引関係はありません。

監査役今西浩之氏は、イマニシ税理士法人の社員並びに株式会社朝日ネットの社外監査役であります。なお、当社はイマニシ税理士法人および株式会社朝日ネットとの間に特別な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 鵜飼 幸弘	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席いたしました。主に企業経営に携わる見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。
取締役 佐藤 明	当事業年度に開催された取締役会12回に出席いたしました。主に証券アナリストとして数多くの企業分析に携わった豊富な経験および企業運営にかかる幅広い見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。
監査役 山本 実	当事業年度に開催された取締役会14回全て、監査役会8回全てに出席いたしました。必要に応じ、長年にわたる経営者としての経験から、適宜必要な発言を行いました。
監査役 大塚 一郎	当事業年度に開催された取締役会14回全て、監査役会8回全てに出席いたしました。必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行いました。
監査役 今西 浩之	当事業年度に開催された取締役会14回全て、監査役会8回全てに出席いたしました。必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行いました。

(注) 上記の取締役会の開催数のほか、会社法第370条および当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	EY新日本有限責任監査法人
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	25,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人の間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬などの額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬などの額にはこれらの合計金額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬などについて同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合など、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告します。

## 6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - i 取締役会規程に基づき、取締役会を原則として月1回開催し、会社の重要な業務執行を審議決定するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視、監督する。
  - ii 業務の適正化と経営の透明性などを確保するため、株主総会において社外取締役を選任し、良識に基づいた意見、助言を得る。
  - iii 取締役とは独立した監査役を選任するとともに、そのうち1名を常勤監査役として常時監査できる体制を整備する。
  - iv 常勤取締役ならびに社長室からなる「経営執行会議」を随時開催し、取締役会付審議事項および経営に関する重要事項を審議決定するとともに、業務執行の全般的統制を行う。
  - v 代表取締役は「社訓」や「経営理念」に加え、取締役を含む全ての役員および使用人が実践すべき行動基準を定めた「行動規範」を制定し、繰り返しその精神を取締役・使用人に伝えることにより、法令等の遵守が企業活動の前提であることを周知徹底する。
  - vi 取締役・使用人の法令などおよび社会規範を具体的に遵守するための規範として「コンプライアンス規程」を制定し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備を図るため「コンプライアンス委員会」を設置する。
  - vii 社内における不正・不審行為の早期発見と不祥事などの未然防止を図ることを目的として「ホットライン（内部通報）制度」を設け、当社で働く全ての人が利用できる仕組みを設けている。通報の事実には秘密を遵守し、内部通報者に対して不利益となるような措置は行わない。
  - viii 当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求に対しては、必要に応じて外部機関と連携し、法的対応を含め毅然と対応する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - i 株主総会、取締役会、経営執行会議の議事録を、法令および規程に従い作成し、適切に保存・管理している。
  - ii 経営および業務執行に係る重要な情報、決定事項、社内通達などは、所轄部署で作成し、適切に保存・管理している。
  - iii 取締役および監査役は、常時これらの文書などを閲覧できる。
  
- ③ 損失の危険の管理に係る規程その他の体制
  - i 取締役会、経営執行会議、経営情報会議、その他の重要な会議にて、取締役および経営幹部から、業務執行に係る重要な情報の報告が定期的になされている。
  - ii 「リスク管理委員会」を設置し、各部門のリスク管理業務を統括し、リスク管理に関する方針・体制の協議、対策の立案その他重要な事項を総合的に決定する。
  - iii 各部門長は、「リスク管理委員会」の定める方針に従い、各部門におけるリスクの把握と評価を行うとともに、リスク管理体制の整備、未然防止策・対応策の立案と実行その他必要な事項を実施する。
  - iv リスクが発生した場合に備えるため「リスク管理規程」を制定し、リスク管理委員会を定期的を開催する。また、万が一、当社の経営に重大な影響を及ぼすような危機的リスクが発生した場合には、代表取締役を対策部門長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、被害を最小限に留めるとともに再発防止策を講ずる。
  
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - i 取締役会は、単年度経営計画、中期経営計画、予算などを決定し、業績、進捗状況のレビューを行うために、毎月1回取締役会を開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催する。
  - ii 常勤取締役および部門長からなる「経営執行会議」を随時開催し、迅速な業務執行体制を確立する。また「業務分掌規程」「職務権限規程」などにおいて職務権限および責任を明確化し、業務を適切・确实・迅速に執行する。
  - iii 常勤取締役および部門長からなる「経営情報会議」を設けて、原則毎月2回、事業の進捗状況の把握、意見交換を行う。

- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- i 当社は、子会社の取締役および業務を執行する使用人に係る事項について、定期的に子会社から報告を受けるとともに重要な事項については事前協議を行う。
  - ii 当社は、子会社を含めた危機管理を統括的に管理する。子会社は、当社の「リスク管理規程」に準拠し、リスクの把握と評価を行うとともにリスク管理体制の整備、未然防止策・対応策の立案と実行その他必要な事項を実施し、その旨報告する。
  - iii 子会社の取締役および職務の執行が効率的に行われるように当社は必要に応じて当社の取締役および使用人の中から、子会社の取締役として任命・派遣し、当社および子会社全体の業務の適正な遂行を確保する。
  - iv 子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合するように当社の「社訓」「経営理念」「行動規範」を子会社の取締役および使用人にも適用し、周知徹底する。
  - v 当社および子会社は、経営の自主性および独立性を保持しつつ、企業集団全体の経営の適正かつ効率的な運営に努める。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- i 監査役から要請があったときには、監査役の指揮命令下に監査役の職務を補助すべき使用人を配置する。
  - ii 監査役の職務を補助すべき使用人の人数、資格等に関しては、監査役と代表取締役との間の協議により決定する。
  - iii 監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指揮命令下に置かれ、他の取締役の指揮命令が監査役の補助業務に反するものである場合は、当該指揮命令に従う義務を負わない。
  - iv 監査役の職務を補助する使用人の任命、異動などについては、監査役と代表取締役との間の協議により決定する。
  - v 監査役の職務を補助する使用人の人事評価等は、常勤監査役が行う。
- ⑦ 取締役および使用人並びに子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- i 監査役は取締役会に出席するとともに、常勤監査役は、「経営情報会議」を始め社内の重要会議へ出席することができる。

- ii 当社および子会社の取締役または使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社または子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、「ホットライン制度」による通報状況およびその内容を速やかに報告する体制を整備する。
- iii 監査役は、その職務を遂行するために必要と判断するときはいつでも当社および子会社の取締役および使用人に報告を求めることができる。監査役から報告を求められた当社および子会社の取締役および使用人は、速やかに報告を行わなければならない。
- iv 当社は、内部通報制度による通報を含めて監査役に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いを行わない。

⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の遂行について、必要な費用の前払いなどを請求したときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑨ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- i 社外監査役として、企業経営に精通した有識者、弁護士、公認会計士などの有資格者を招聘し、代表取締役を始め取締役など、業務を遂行する者からの独立性を保持する。
- ii 監査役は、取締役、執行役員および重要な使用人からヒアリングを実施し、代表取締役、内部監査担当および会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行う。

⑩ 財務報告の信頼性を確保する体制

財務報告の信頼性を確保し、適正な財務情報を開示していくための基本方針および関連規程を定め、必要な体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は上記の業務の適正を確保するための体制について、「内部統制システムの基本方針」に基づき、内部統制システムの運用上見出された問題点などの是正・改善状況ならびに、講じられた再発防止策への取り組み状況を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務および事業の方針決定を支配する者のあり方に関する基本方針は、現時点では特に定めておりません。

---

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	964,527	流 動 負 債	111,354
現金及び預金	788,107	買掛金	34,803
売掛金	153,100	未払金	9,548
前払費用	22,611	未払費用	12,407
その他	707	未払法人税等	6,714
		未払消費税等	3,195
固 定 資 産	90,114	預り金	4,829
有形固定資産	0	賞与引当金	39,766
建物	11,419	その他	90
減価償却累計額	△11,419	固 定 負 債	88,651
工具器具備品	30,035	退職給付引当金	88,651
減価償却累計額	△30,035	負 債 合 計	200,006
無形固定資産	0	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	0	株 主 資 本	809,398
電話加入権	0	資 本 金	505,737
その他	0	資 本 剰 余 金	404,137
投資その他の資産	90,114	資 本 準 備 金	404,137
投資有価証券	12,290	利 益 剰 余 金	△68,465
敷金及び保証金	75,114	利 益 準 備 金	4,295
その他	3,677	その他利益剰余金	△72,760
貸倒引当金	△967	繰越利益剰余金	△72,760
資 産 合 計	1,054,642	自 己 株 式	△32,009
		新 株 予 約 権	45,236
		純 資 産 合 計	854,635
		負 債 純 資 産 合 計	1,054,642



# 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		873,194
売 上 原 価		447,706
売 上 総 利 益		425,487
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		527,385
営 業 損 失		△101,897
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	290	
雑 収 入	180	470
営 業 外 費 用		
雑 損 失	79	79
経 常 損 失		△101,506
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	25,803	
新 株 予 約 権 戻 入 益	754	26,557
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	41,828	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	8,209	
減 損 損 失	22,959	72,998
税 引 前 当 期 純 損 失		△147,947
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,290	2,290
当 期 純 損 失		△150,237

# 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								新 株 予 約 権	純 資 産 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計				
当 期 首 残 高	505,737	404,137	404,137	4,295	84,834	89,129	△32,009	966,994	37,249	1,004,243
事 業 年 度 中 の 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当					△7,358	△7,358		△7,358		△7,358
当 期 純 損 失 (△)					△150,237	△150,237		△150,237		△150,237
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)									7,987	7,987
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	-	-	△157,595	△157,595	-	△157,595	7,987	△149,608
当 期 末 残 高	505,737	404,137	404,137	4,295	△72,760	△68,465	△32,009	809,398	45,236	854,635

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項の注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 其他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法、それ以外のものについては定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～22年

工具器具備品 2～8年

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（取得時に費用化もしくは2年～5年）に基づいております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

##### ③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

##### ④ 退職給付引当金

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

##### ⑤ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注案件のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについて、その損失見込額を受注損失引当金に計上しております。

#### (4) 収益および費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（改正企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日。以下「収益認識適用指針」という。）を適用しており、主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する時

点は以下のとおりであります。なお、取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しているため、重大な金融要素は含んでおりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

#### ①データベース関連サービスの提供に係る収益認識

データベース関連サービスの提供においては、コンテンツ・商品・サービスに紐づく情報をデータベース化したオリジナルのMSDBを元に、データライセンス提供、検索機能提供、レコメンド・パーソナライズ機能提供、データ分析などを行っており、これらに関して当社が提供する業務を履行義務として識別しております。

当該サービスの性質がクラウドサービス等のアクセス権である場合には、一定の期間にわたり収益を認識し、データの納品等サービスの性質が使用权である場合には、引渡時に収益を認識しております。

また当社は、データベース関連サービスの提供に対して別途の契約に基づく、保守・運用等のサービスを提供しております。サービスには顧客からの要請に応じた都度の契約と一定期間の契約があり、これらに関して当社が提供する業務を履行義務として識別しております。顧客からの要請に応じた都度の契約の場合は、サービスの提供が完了した時に履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。一定期間の保守契約の場合は、契約期間を履行義務の充足期間として、契約に基づくサービスの提供期間にわたって収益を認識しております。

#### ②受託制作のソフトウェア開発に係る収益認識

受託制作のソフトウェア開発においては、顧客の検収時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しており、当該ソフトウェアの検収時点で収益を認識しております。なお、当該ソフトウェアに関連する保守などのサービスを顧客に対して提供する場合がありますが、当該サービスに関する履行義務については、当社が顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受することから、契約期間にわたって収益を認識しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。また、繰越利益剰余金の期首残高への影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

なお当社は、固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りは、計算書類作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。

(固定資産の減損)

(1) 識別した会計上の見積りの内容を表す項目及び当事業年度の計算書類に記載した金額  
減損損失 22,959千円

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

当社は、減損損失の金額を検討するに当たり、回収可能価額を使用価値により測定しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しており、資産グループの継続的使用によって生ずる将来キャッシュ・フローは取締役会によって承認された事業計画に基づき算定しております。

② 主要な仮定

使用価値の見積りは事業計画を前提とした将来キャッシュ・フローを基礎としており、その主要な仮定は、事業計画における既存契約の継続及び新規契約の獲得に関する予測であります。

既存契約については主として年間契約に基づく月額制のサービス提供業務であることを踏まえ、過年度からの継続状況を勘案して継続の可能性が高いと予測しております。新規契約の獲得については、顧客との交渉状況を勘案した上で契約獲得の確度を判断しております。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響は限定的であると仮定しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

当該、主要な仮定について、将来の国内外の不確実な経済条件の変動等により業績予測の見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において認識する固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 識別した会計上の見積りの内容を表す項目及び当年度の計算書類に記載した金額  
繰延税金資産 一千円

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

当社は、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づ

づく課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断し、来期の課税所得の見積りに基づいて繰延税金資産を算定しております。

② 主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、来期の事業計画を基礎としており、その主要な仮定は、来期における既存契約の継続及び新規契約の獲得に関する予測であります。

既存契約については主として年間契約に基づく月額制のサービス提供業務であることを踏まえ、過年度からの継続状況を勘案して継続の可能性が高いと予測しております。新規契約の獲得については、顧客との交渉状況を勘案した上で契約獲得の確度を判断しております。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響は限定的であると仮定しております。

③ 翌年度の計算書類に与える影響

当該、主要な仮定について、将来の国内外の不確実な経済条件の変動等により業績予測の見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 41,455千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

該当事項はありません。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	2,477,400株	一株	一株	2,477,400株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	24,583株	一株	一株	24,583株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	7,358	3.0	2021年3月31日	2021年6月23日

- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月21日 定時株主総会	普通株式	資本剰余金	7,358	3.0	2022年3月31日	2022年6月22日

(4) 当事業年度末における新株予約権に関する事項

	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権	第12回 新株予約権	第13回 新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	300株	45,000株	500株	17,300株	13,600株
新株予約権の残高	3個	450個	5個	173個	136個

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(千円)
賞与引当金	12,176
未払費用	1,913
未払事業税	1,373
減価償却超過額	11,814
貸倒引当金	296
ソフトウェア仮勘定	7,322
資産除去債務	2,143
退職給付引当金	27,145
一括償却資産超過額	345
関係会社株式評価損	8,966
投資有価証券評価損	7,108
繰越欠損金	365,521
その他	568
小計	446,696
評価性引当額	△446,696
繰延税金資産合計	—

## 8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については主に短期的な預金等としており、また、資金調達については調達計画に照らして、必要な資金を金融機関からの借入により調達する方針です。デリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク  
 営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。  
 営業債務である買掛金はそのほとんどが1ヶ月以内の支払期日となっております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、役職者が日常的、定期的な取引先の情報の把握に努め、取引相手ごとの期日及び残高管理を行うとともに、各部と連携し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部からの報告に基づきコーポレートマネジメント室が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金及び市場価格のない株式等（貸借対照表計上額12,290千円）は注記を省略しており、「預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」「未払消費税等」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
敷金及び保証金	75,114	74,243	△871
資産計	75,114	74,243	△871

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。



時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
敷金及び保証金	—	74,243	—	74,243
資産計	—	74,243	—	74,243

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

この時価は、貸借期間の将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に基づいた割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 9. 持分法損益等に関する注記

(1) 関連会社に対する投資に関する事項

該当事項はありません。

(2) 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は、開示対象特別目的会社を有していません。

## 10. 関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## 11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	収益分解の内容		合計
	サービス提供	受託開発	
顧客との契約から生じる収益	840,490	32,703	873,194
外部顧客への売上高	840,490	32,703	873,194

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 重要な会計方針に係る事項 (4) 収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	217,671
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	153,100

## 12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	329円99銭
(2) 1株当たり当期純損失	61円25銭

## 13. 重要な後発事象に関する注記

(資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分)

当社は、2022年5月10日開催の取締役会において、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分及び2022年3月31を基準日とする剰余金の配当について、2022年6月21日開催予定の第22回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

### 1. 資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金処分の目的

繰越利益剰余金の欠損を填補するとともに、株主の皆様への配当原資を確保し、今後の資本政策の柔軟性および機動性を確保することを目的としております。

### 2. 資本準備金及び利益準備金の額の減少の内容

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の一部及び利益準備金の全額を減少させ、それぞれその他資本剰余金及び繰越利益剰余金に振り替えます。

#### (1) 減少する準備金の項目及びその額

資本準備金	404,137,200円のうち、200,000,000円
利益準備金	4,295,000円の全額

#### (2) 増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金	200,000,000円
繰越利益剰余金	4,295,000円

### 3. 剰余金の処分の内容

繰越利益剰余金は72,760,871円の欠損が生じておりますので、資本準備金及び利益準備金の額の減少の効力発生を条件に、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金200,000,000円のうち68,465,871円を繰越利益剰余金に振り替えて繰越欠損を解消するとともに、その他資本剰余金のうち7,358,451円を使用して期末配当を実施するものであります。なお、剰余金の処分後のその他資本剰余金は124,175,678円となります。

#### (1) 剰余金の処分に関する事項

##### ①減少する剰余金の項目およびその額

その他資本剰余金	68,465,871円
----------	-------------

##### ②増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金	68,465,871円
---------	-------------

#### (2) 期末配当に関する事項

##### ①配当財産の種類

金銭といたします。

##### ②配当財産の割当てに関する事項およびその額

当社普通株式1株当たり金3円といたします。この場合の配当総額は7,358,451円となります。

#### 4. 資本準備金及び利益準備金の額の減少に係る日程

(1) 取締役会決議日	2022年5月10日
(2) 債権者異議申述公告日	2022年5月18日
(3) 債権者異議申述最終期日	2022年6月20日 (予定)
(4) 株主総会決議日	2022年6月21日 (予定)
(5) 資本準備金及び利益準備金の額の減少の効力発生日	2022年6月21日 (予定)
(6) 剰余金の配当の効力発生日	2022年6月22日 (予定)

#### (ストック・オプションとしての新株予約権の付与)

当社は、2022年5月20日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員並びに社外協力者に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することの承認を求め議案を2022年6月21日開催予定の当社第22回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

(1) 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由  
当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、株主価値を意識した経営の推進を図ることを目的として、当社取締役、従業員並びに社外協力者に対し、金銭の払込みを要することなく新株予約権を割り当てたく存じます。

(2) 新株予約権の割当対象者

当社の取締役及び従業員並びに社外協力者に割り当てるものとする。

(3) 新株予約権の払込金額及び割当日

金銭の払込みを要しないものとし、割当日については、取締役会で決定する。

(4) 新株予約権の内容

##### ①新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式11,000株を新株予約権の目的となる株式の数の上限とする。なお、当社が株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。

##### ②新株予約権の総数

110個を上限とする。（新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とし、①に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

##### ③各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に②に定める新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の、東京証券取引所における当社株式の普通

取引の終値の平均値に1.05 を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とする。ただし、当該金額が割当日の前日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{rcc} \text{調整後} & & \text{調整前} & & 1 \\ & = & & \times & \frac{\quad}{\quad} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & \text{分割・併合の比率} \end{array}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券及び当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使ならびに転換社債の転換の場合は除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

#### 14. その他の注記

該当事項はありません。

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社ソケッツ  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉田亮一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三木康弘

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ソケッツの2021年4月1日から2022年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査人その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月27日

株 式 会 社 ソ ケ ッ ツ 監 査 役 会  
常 勤 監 査 役 山 本 実 ㊟  
( 社 外 監 査 役 )  
社 外 監 査 役 大 塚 一 郎 ㊟  
社 外 監 査 役 今 西 浩 之 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 資本準備金及び利益準備金の額の減少の件

### 1. 準備金の額の減少の理由

今後の分配可能額の充実により長期的な安定配当の継続を実施するとともに、資本政策の柔軟性の確保を目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額を減少するものであります。減少する資本準備金の額はその他資本剰余金に、減少する利益準備金の額は繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。

減少する準備金の額及び準備金の額の減少が効力を生ずる日は次のとおりであります。

### 2. 準備金の額の減少の内容

#### (1) 減少する準備金の額

資本準備金	404,137,200円のうち200,000,000円
利益準備金	4,295,000円のうち全額

#### (2) 準備金の額の減少が効力を生ずる日

2022年6月21日

#### (ご参考)

当社は、本議案が本総会において原案どおり承認され、その効力が生じることを条件として、2022年6月21日をもって、本議案による増加後のその他資本剰余金の一部(68,465,871円)を繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損を填補することにしております。なお、本議案を含む欠損の填補に関する施策は、「純資産の部」における勘定科目間の振替処理であり、純資産の額に変動はなく、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。



## 第2号議案 剰余金の処分の件

本議案につきましては、第1号議案が承認可決され、資本準備金の額の減少が効力を生じることを条件として提出させていただきたいと存じます。当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営施策の一つと位置付けており、剰余金の処分につきましては、収益の状況や内部留保の水準等を総合的に勘案したうえで決定する考えであります。同時に安定配当に留意することも大切であると考えております。

当期におきましては、誠に遺憾ではございますが、当期純損失を計上することとなりましたので、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振り替えて繰越欠損を解消するとともに、その他資本剰余金を原資として期末配当を実施したいと存じます。

### 1. 剰余金の処分に関する事項

現在生じております繰越利益剰余金の欠損額を解消し、財務体質の健全化を図ることを目的として行うものであります。

#### (1) 減少する剰余金の項目およびその額

その他資本剰余金 68,465,871円

#### (2) 増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 68,465,871円

### 2. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の経営成績および安定配当の方針、株主の皆様のご支援にお応えすること等を総合的に勘案し、その他資本剰余金を原資として、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金3円といたしたいと存じます。この場合の配当総額は7,358,451円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月22日といたしたいと存じます。

### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

(1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。

(2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。

(3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削 除)</p>

<p>(新 設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u>  <u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u>  <u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(附則)</u>  <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第 1 条 現行定款第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更案定款第14条 (電子提供措置等) の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u>  <u>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) は、なお効力を有する。</u>  <u>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

#### 第4号議案 取締役3名選任の件

取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株 式数
1	うらべこうじ 浦部浩司 (1968年5月18日生)	1992年4月 日本合同ファイナンス(株)(現(株)ジャフコ)入社 1999年10月 (株)ビジュアルコミュニケーション入社 執行役員就任 2000年6月 当社設立、代表取締役社長就任(現任)	700,400株
		<b>【選任理由】</b> 浦部浩司氏は、2000年の当社創業以来一貫して当社代表を務め、豊富な経験、知見、人脈を活かし、強いリーダーシップで当社を牽引すると共に、適切な意思決定、経営監督の実現を図っております。これらのことから今後の更なる当社の成長のために適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	
2	うかいゆきひろ 鵜飼幸弘 (1959年2月19日生)	1981年4月 シャープ(株)入社 1989年2月 (株)リコー入社 1990年9月 (株)メガチップス入社 1998年6月 同社取締役就任 2000年6月 当社社外取締役就任(現任) 2008年6月 (株)メガチップス代表取締役社長就任 2011年7月 (株)テクノロジーハブ代表取締役社長就任(現任) 2019年7月 SeeDevice, Inc. 取締役就任(現任) 〔重要な兼職の状況〕 (株)テクノロジーハブ代表取締役社長 SeeDevice, Inc. 取締役	15,000株
		<b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b> 鵜飼幸弘氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は東証1部上場企業の経営者経験における知見を有しており、国内外における長年の技術開発や企業提携経験を活かした客観的な助言や監督を期待するものであります。	
3	※ くりおか だいすけ 栗岡 大介 (1985年7月28日生)	2010年4月 岡三証券(株)入社 2013年3月 レオス・キャピタルワークス(株)入社 2021年2月 くりや(株)設立 代表取締役就任(現任) 2021年5月 (株)薬王堂ホールディングス 取締役就任(現任) 〔重要な兼職の状況〕 くりや(株)代表取締役 (株)薬王堂ホールディングス 取締役	—
		<b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b> 栗岡大介氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は証券アナリストとして企業分析に関する豊富な見識を有しており、当社の経営に対して客観的、専門的な視点から有益な提言及び助言を行っていただくことを期待するものであります。	

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 候補者鶴飼幸弘氏は、株式会社テクノロジーハブの代表取締役社長およびSeeDevice, Inc. (USA) の取締役を兼務しております。当社は両社との間に特別な取引関係はありません。
3. 候補者栗岡大介氏は、くりや株式会社の代表取締役および株式会社薬王堂ホールディングスの取締役を兼務しております。当社は両社との間に特別な取引関係はありません。
4. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
5. 候補者鶴飼幸弘氏および栗岡大介氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は鶴飼幸弘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当社は同氏を引続き独立役員とする予定であります。また、栗岡大介氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定し届け出る予定であります。
6. 候補者鶴飼幸弘氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって22年となります。
7. 当社は候補者鶴飼幸弘氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しており、本議案において再任が承認された場合は、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。また、栗岡大介氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、役員等賠償責任保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、いずれの取締役も役員等賠償責任保険の被保険者となる予定であります。役員等賠償責任保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

**第5号議案** 当社の取締役及び従業員並びに社外協力者に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員並びに社外協力者に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することの承認をお願いするものであります。

なお、当社取締役に対する本新株予約権の発行は、取締役に対する金銭ではない報酬に該当します。取締役報酬額については、2007年6月25日開催の当社第7回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人部分の給与は含まない。）とする旨が承認され、現在に至っておりますが、この報酬額の範囲内で、本件新株予約権30個分の公正価額を上限として、非金銭報酬等としての新株予約権を取締役に付与することについても併せてご承認をお願いするものです。ストック・オプションとしての新株予約権は、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めること等を目的としております。ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は、取締役については、会社業績及び当社における業務執行等の状況・貢献度等を基準として決定し、割当日においてブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて算定いたします。

上記に鑑み、当社は、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及びその具体的な内容並びに取締役の報酬等の内容は、相当なものであると考えております。なお、第4号議案をご承認いただきますと、当社取締役は3名（うち社外取締役は2名）となります。

1. 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、株主価値を意識した経営の推進を図ることを目的として、当社取締役、従業員並びに社外協力者に対し金銭の払込みを要することなく新株予約権を割り当てる。

2. 新株予約権の割当対象者

当社の取締役及び従業員並びに社外協力者に割り当てるものとする。

3. 新株予約権の払込金額及び割当日

金銭の払込みを要しないものとし、割当日については、取締役会で決定する。

4. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式11,000株を新株予約権の目的となる株式の数の上限とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。

## （2）新株予約権の総数

110個を上限とする。（新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とし、上記（1）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

## （3）各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に上記（2）に定める新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の、東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とする。ただし、当該金額が割当日の前日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{rcccl} \text{調整後} & & \text{調整前} & & 1 \\ & = & & \times & \frac{\quad}{\quad} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & \text{分割・併合の比率} \end{array}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券及び当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使並びに転換社債の転換の場合は除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果

生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌日から2年を経過した日を始期として2032年5月31日まで。

(5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時まで継続して、取締役、監査役、従業員、顧問、アドバイザー、コンサルタント、社外協力者、業務委託先等その名目の如何を問わず、当社ま



たは当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）との関係で委任または請負等の継続的な契約関係にある場合に限り行使できる。ただし、定年退職その他正当な理由がある場合は、この限りではない。

(9) 新株予約権の取得事由及び取得の条件

- ① 当社は、新株予約権者が上記(8)で定める条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得する。
- ② 前号に定めるほか、当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権の全部または一部を無償で取得する。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。

(10) 組織再編成時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）する場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(1)に準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

(4)に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、(4)に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- へ 新株予約権の行使の条件  
（８）に準じて決定する。
- ト 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとする。
- チ 再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件  
（９）に準じて決定する。

(11) 取締役に対する報酬等の具体的な算定方法及び新株予約権の公正価額の算定基準

取締役に対する報酬等の具体的な算定方法は、新株予約権１個当たりの公正価額に、新株予約権の割当日に在任する当社取締役に割り当てる新株予約権の総数を乗じて得られる価額とする。

新株予約権１個当たりの公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとに、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

5. 細目事項

新株予約権に関する細目事項は、取締役会で決定する。

以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目23番5号

JPR千駄ヶ谷ビル3階

株式会社ソケッツ本社 会議室

TEL 03 - 5785 - 5518



## 交通

- ① 東京メトロ副都心線「北参道駅」1番出口より徒歩6分
- ② JR中央・総武線各駅停車「千駄ヶ谷駅」より徒歩6分
- ③ 都営大江戸線「国立競技場駅」A4出口より徒歩6分